

○恵庭市低入札価格調査事務処理要綱

平成12年5月23日

告示第62号

(目的)

第1条 この要綱は、競争入札において予定価格を大幅に下回る入札があった場合の事務処理に関して必要な事項を定め、もって公共工事等とその入札事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「契約請求者」とは、恵庭市事務決裁規程（平成14年訓令第1号。以下「決裁規程」という。）に定める工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）及び工事に係る土木、建築設計、監理、地質調査並びに測量業務（以下「工事関連業務等」という。）の施行に関する決定権者をいう。

2 この要綱において「入札執行者」とは、決裁規程に定める工事等及び工事関連業務等の契約締結に関する決定権者をいう。

(対象とする工事及び業務)

第3条 この要綱の対象となる契約は、目的物が存在し、かつ、予定価格が130万円を超える工事等及び予定価格が50万円を超える工事関連業務等（以下「対象工事等」という。）の入札とする。ただし、予定価格が130万円以下又は50万円以下の対象工事等の契約であっても、契約請求者がこの要綱の適用の必要を認めた場合は、この要綱を適用できるものとする。

(調査基準価格及び最低制限価格の設定)

第3条の2 契約請求者は、契約の締結を入札執行者に請求するに当たっては、次条から第4条の4までに規定するところにより、調査基準価格及び最低制限価格を設定しなければならない。

(工事等の調査基準価格)

第4条 工事等の調査基準価格は、次に掲げる額の合計額（以下「工事等の低入札価格調査比較価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その

額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額をそれぞれ調査基準価格とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(工事関連業務等の調査基準価格)

第4条の2 工事関連業務等の調査基準価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「工事関連業務等の低入札価格調査比較価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は予定価格に10分の9を乗じて得た額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じて得た額をそれぞれ調査基準価格とする。

- (1) 測量 直接測量費の額及び測量調査費の額並びに諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (2) 建築設計 直接人件費の額、特別経費の額、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額及び技術経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- (3) 土木設計 直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (4) 調査 直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析調査費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (5) 前各号に掲げる業務の複数に該当する業務 前各号において当該業務ごとに定める額を合計した額

(工事等の最低制限価格)

第4条の3 工事等の最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(工事関連業務等の最低制限価格)

第4条の4 工事関連業務等の最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 測量 直接測量費の額及び諸経費の額に10分の3.2を乗じて得た額の合計額

(2) 建築設計 直接人件費の額、特別経費の額、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額及び技術経費に10分の5を乗じて得た額の合計額

(3) 土木設計 直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の2.1を乗じて得た額の合計額

(4) 調査 直接調査費の額、間接調査費に10分の9を乗じて得た額、解析調査費の額に10分の7を乗じて得た額及び諸経費に10分の3.2を乗じて得た額の合計

(5) 前各号に掲げる業務の複数に該当する業務 前各号において当該業務ごとに定める額を合計した額

(工事等の失格判断基準額)

第4条の5 入札執行者は、工事等の入札において工事等の低入札価格調査比較価格を下回る額の入札があったときは、失格判断基準額を定めなければならない。

2 前項の失格判断基準額は、入札（無効とされた入札及び入札書比較価格に10分の1を乗じて得た額以下の額で入札されたものを除く。）の平均額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算出額」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を失格判断基準額とする。

(1) 算出額が工事等の低入札価格調査比較価格を上回る場合 工事等の低入札価格調査比較価格

(2) 算出額が工事等の最低制限価格を下回る場合 工事等の最低制限価格

(工事関連業務等の失格判断基準額)

第4条の6 入札執行者は、工事関連業務等の入札において工事関連業務等の低入札価格調査比較価格を下回る額の入札があったときは、失格判断基準額を定めなければならない。

2 前項の失格判断基準額は、算出額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を失格判断基準額とする。

(1) 算出額が工事関連業務等の低入札価格調査比較価格を上回る場合 工事関連業務等の低入札価格調査比較価格

(2) 算出額が工事関連業務等の最低制限価格を下回る場合 工事関連業務等の最低制限価格

(失格判断基準額調書の作成)

第4条の7 入札執行者は、第4条の5、前条又は次条の規定により失格判断基準額を定めた場合にあっては、失格判断基準額調書（別記様式）を作成しなければならない。

(調査基準価格、最低制限価格及び失格判断基準額の特例)

第4条の8 市長は、第4条の2各号に掲げる業務のいずれにも当てはまらない業務に係る契約を締結しようとするときその他これに類する特別な理由があると認めるときは、第3条の2、第4条の5第2項及び第4条の6第2項の規定にかかわらず、第4条から第4条の6までに規定する方法以外の方法で調査基準価格、最低制限価格又は失格判断基準額を定めることができる。

2 前項の規定による調査基準価格は、第4条ただし書又は第4条の2ただし書の規定の適用があるものとして定めなければならない。

(調査基準価格、最低制限価格及び失格判断基準額の非公表)

第4条の9 第4条から前条までの規定により定めた調査基準価格、最低制限価格及び失格判断基準額は、公表しないものとする。

(予定価格調書の作成)

第5条 入札執行者は、対象工事等に係る契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格調書に、調査基準価格及び最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、

現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

（落札決定の保留）

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留することを宣言し、入札を終了するものとする。この場合、入札者に対して、落札者の決定は後日となること及びその結果について通知する旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、前項に掲げる入札が行われた場合は、直ちに第11条に定める恵庭市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に調査を依頼するものとする。

（調査の実施）

第8条 委員会は、前条第2項の依頼を受けたときは、直ちに当該入札価格が適正であるか否かを調査し、その結果を入札執行者に報告するものとする。

2 委員会は、調査基準価格を下回る契約額であっても契約が確実に履行されると認められる場合は、当該下回る入札価格のうち最低価格で入札をした者を適正な価格と判定するものとする。

3 委員会は、調査基準価格を下回る契約額では契約が履行されないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格の入札者を適正な価格とは判定せず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を適正な価格と判定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、再度調査及び判定を行うものとする。

（失格）

第8条の2 入札執行者は、入札参加者が次のいずれかに該当する入札をしたと認めるときは、当該入札において、当該入札参加者を失格とする。この場合において、当該入札を失格とする旨を開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して知らせなければならない。

- (1) 他の対象工事等の入札について前条の調査を受けている間において、調査基準価格を下回る価格で行った入札
- (2) すでに落札した他の対象工事等（前条の調査を受けて落札したものに限る。）の完了の日までの間において、調査基準価格を下回る価格で行った入札
- (3) 失格判断基準額を下回る価格で行った入札

2 前項の規定により失格とする入札は、開札日の順により決定し、それにより難しい場合は、契約番号の順により決定する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により失格とした場合において準用する。

（落札者の決定及び通知）

第9条 入札執行者は、委員会から報告を受けたときは、遅滞なく入札経過調書にその旨を記載し、落札者を決定するものとする。

2 第8条第2項の報告を受けた場合は、直ちに最低価格の入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

3 第8条第3項の報告を受けた場合は、直ちに最低価格入札者に対しては落札者とし不在旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

4 次順位者が落札者とならなかった場合は、次順位者の次の者を次順位者と読み替えて前項の規定を準用する。

（監督体制の強化）

第10条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者とする決定した場合は、その旨を契約請求者に通知し、監督体制の強化を促すものとする。

（委員会の設置）

第11条 調査基準価格を下回る入札価格が適正であるか否かを調査するため、委員会を置く。

（組織）

第12条 委員会の委員には、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長

(3) 契約締結請求の所管部長等

2 委員長は、副市長をもって充てる。委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代行する。

3 委員会の庶務は、総務部財務室管財・契約課において行う。

(会議)

第13条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、必要に応じて関係職員等を委員会に出席させ意見を求めることができる。

(調査)

第14条 第8条に掲げる調査は、次に掲げる区分により、必要に応じて実施するものとする。

(1) 工事等の場合

ア 入札価格に係る積算の内訳状況

イ 資材購入予定先の資材調達に係る見積状況

ウ 手持ち資材の状況

エ 手持ち機械の状況

オ 技術者及び社員の稼働予定

カ 労働者の供給の見通し

キ 当該工事に係る下請負契約予定者及び下請契約見込額

ク 手持ち工事の状況

ケ 契約対象工事の地理的条件（事務所、資材置場及び手持工事の位置関係）

コ 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況

サ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）

シ 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、労務災害発生状況、賃金不払いの状況、下請代金の支払い状況等の信用状況

ス その他必要な事項

(2) 工事関連業務等の場合

ア その価格により入札した理由

- イ 現在の手持ちの業務の状況
- ウ 技術計算専門業者に外注する場合の状況
- エ 従事する技術者の状況
- オ 過去に受注した公共工事に係る業務受託状況
- カ 経営状況等
- キ その他必要な事項

2 委員長は、前項の調査を次の職員に命ずることができる。

- (1) 財務室長
- (2) 管財・契約課主幹
- (3) 工事契約担当主査及び担当職員
- (4) 工事執行担当課長及び担当主査
- (5) 前各号に掲げるもののほか委員会が特に必要と認めた者

3 委員会又は前項に掲げる者から調査を受けた場合は、当該対象工事等の関係者及び関係職員は誠実に対応しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から実施する。
- 2 恵庭市低入札価格調査制度実施要綱（平成7年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

改正文 抄

平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、平成21年9月1日以後に執行する入札（同日前に告示又は指名したものを除く。）から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、平成23年4月1日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、平成24年10月1日以後に積算する土木設計業務から適用し、同日前に積算する土木設計業務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、平成25年12月2日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成26年3月1日から実施する。
- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、この告示の実施の日（以下「実施日」という。）以後に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施日以後に執行する入札において予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この告示の実施後も、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この告示は、平成28年8月16日から実施する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、この告示の実施の日以降に公告又は告示する入札から適用し、同日前に公告又は告示する入札については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年5月8日から実施し、この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定は、この告示の実施の日以降に公告又は告示する入札から適用し、同日前に公告又は告示する入札については、なお従前の例による。

別記様式(第4条の7関係)

失格判断基準額調書

1 件 名 _____

2 業務番号 第 号 契約番号

3 失格判断基準額

失格判断基準額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり失格判断基準額を決定する。

年 月 日

北海道恵庭市長

入札執行者